

利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人少林寺拳法連盟(以下「本法人」という。)利益相反ポリシーに基づき、本法人が定款に定める目的を達成するための事業における役職員等の利益相反を適切に管理(以下「利益相反マネジメント」という。)するために必要な事項を定め、適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「本事業」とは、本連盟定款に定められた本連盟の目的を達成するための以下事業をいう。

- ① 少林寺拳法の普及及び指導
- ② 少林寺拳法における指導者の養成
- ③ 少林寺拳法に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣
- ④ 個人または団体会員の承認に関すること
- ⑤ 会員に対する指導、助言
- ⑥ 少林寺拳法に関する調査、研究
- ⑦ 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行
- ⑧ 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
- ⑨ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(2)「本法人役職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 本法人の役員(会長、副会長、理事、監事)及び評議員
- ② 本法人の就業規則(以下「就業規則」という。)が適用される就業規則第3条に定める職員及び就業規則(契約職員)第4条に掲げる者
- ③ 本法人の団体会員の長

(3)「利益相反」とは、本事業によって起こる本法人の社会的信頼が損なわれる状況で、次に掲げるものをいう。

ア 本法人役職員等が得る利益と、本法人が負う責任が衝突・相反する状況

イ 本法人が得る利益と本法人の社会的責任が相反する状況

ウ 本法人役職員等の経営する会社・団体等に対する職務遂行責任と本法人における職務遂行責任が相反する状況

(適用範囲)

第3条 本規程の適用範囲は、本法人役職員等とする。

2 本法人は、必要に応じて、前項以外の本法人の活動に関わる者に対して、本規程の適用を求めることができるものとする。

(利益相反取引該当性)

第4条 本法人は、本法人が本法人と取引を行う者(以下「取引相手」という。)との取引において、以下の(1)ないし(3)の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、理事会の審議対象とする。ただし、本法人役職員等が当該取引に関与せず、かつ、取引相手の選定・取引内容の決定に影響を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は除く。

- (1) 本法人が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 取引の相手方が次の①～④に該当する取引
 - ① 本法人役職員等、その配偶者又は同居の親族
 - ② 本法人役職員等、その配偶者又は同居の親族が役員(会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事)となっている法人
 - ③ 本法人役職員等、その配偶者又は同居の親族が株式または持分の20%以上を保有している法人
 - ④ 本法人役職員等が現在又は過去に雇用されまたは所属したことのある会社又は団体

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)は、利益相反マネジメントに関する次の各号に掲げる事項を担当する。

- (1) 利益相反による弊害を抑えるための施策の検討に関する事項
- (2) 利益相反に係る調査及び審査に関する事項
- (3) 利益相反ポリシーに関する事項
- (4) その他利益相反に関する重要事項

3 委員は、自己の利益相反に係る議事に加わることはできない。

4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(兼業先の申告等)

第6条 本法人役職員等は、就任時に、自己の兼業先の名称および役職名を、委員会に書面で申告しなければならない。

2 本法人役職員等は、就任後に兼業先に異動が生じたときは、その内容を速やかに委員会に書面で申告しなければならない。

3 委員会は、前2条の申告を受けたときは、その内容を精査し、本法人との間の利益相反の有無を確認する。

4 委員会は、前項の確認の結果、利益相反が認められる場合は、当該役職員等に通知するとともに会長に報告するものとする。

5 会長は、前項の報告に基づき、必要と認められる場合は、当該役職員等に対して利益相反に関する改善勧告を行う。

6 本法人役職員等は、別に定めるところに従い、利益相反に関する事項について、定期的に委員会に申告しなければならない。

(自己申告書等)

第7条 本法人役職員等は、第3条所定の取引を行おうとするときは、利益相反に関する自己申告書(以下「自己申告書」という。)を委員会に提出しなければならない。自己申告書を提出せずに第3条所定の取引を行った場合は、速やかに自己申告書を委員会に提出しなければならない。

2 本法人役職員等は、第3条所定の取引が行われまたは行われようとしていることを知ったときは、速やかに委員会に申告しなければならない。

3 委員会は、前項の申告を受けたときは、調査のうえ、必要があると認めるときは、当該役職員等に自己申告書の提出を求める。

- 4 前項の求めを受けた本法人役職員等は、速やかに自己申告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 自己申告書の様式は、委員会が定める。

(自己申告に関する審議手続)

第8条 委員会は、前条の自己申告書に基づき、本法人役職員等の利益相反に関して本法人として許容できるか否かについて審議し、その結果を当該役職員等に通知するとともに会長に報告するものとする。

- 2 会長は、前項の報告に基づき、必要と認められる場合は、当該役職員等に対して利益相反に関する改善勧告を行う。

第9条 会長は、前3条の事項に関し、理事会の意見を聞くことができる。

(判断基準)

第10条 本法人役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本法人としてこれを許容できないものと判断する。

- 2 本法人役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、以下のとおりとする。

- (1)本法人役職員等が、本法人の職務に対して個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2)本法人役職員等が、本法人における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合
- (3)当該取引により、本法人の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

(異議申立て)

第11条 第7条第5項及び第9条第2項の改善勧告を受けた本法人役職員等は、当該改善勧告に不服がある場合は、会長に対して書面による異議申立てを行い、再審議を求めることができる。

- 2 会長は、前項の異議申立てに対し、必要と認めた場合は、委員会に再審査を求める。
- 3 会長は、前項の再審議の結果に基づき、異議申立てに対する処置を決定する。

(秘密の保持等)

第12条 委員及び委員会に出席を求められた者は、当該委員会で知った情報を他に漏らしてはならない。

- 2 自己申告書及びこれに関連する調査資料等は、運営指導課において管理・保管する。
- 3 委員会の審議については、議事録に、取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容、議論の経過、承認の理由、合理性等につき、可能な範囲で詳細に記載するように努めるものとする。

第13条 利益相反マネジメントに関する事務は、運営指導課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、2024年4月1日から施行する。